あつては、同条第一項に規定する換地処分等。第四号において同じ。）のあつた日以後二年を経過した日から法第六十四条の二第二項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みであり、かつ、当該代替資産につき同項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする場合にあつては、そのやむを得ない事情の詳細、当該代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を含む。）と」に改め、同項第一号中「の規定」を「（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同項第五号中「に規定する」を「又は第六十五条第一項に規定する」に改め、同項第七号中「の規定」を「（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定」に、「同項」を「法第六十四条の二第二項」に改め、同条第十項中「第六十四条の二第五項」の下に「（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「の規定」を「（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、「同条第五項に規定する」を削り、同項第四号中「の規定」を「（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定」に、「同項第二号」を「法第六十四条の二第四項第二号」に改め、同項第五号中「に規定する」を「又は第六十五条第一項に規定する」に改め、同条第十一項中「の所轄税務署長の」を「（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の所轄税務署長の」に、「同項」を「法第六十四条の二第十七項」に改める。

第二十二条の三第三項中「第六十五条の二第四項」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「応じ、」を「応じ」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第二十二条の六第一項中「内にある」を「として定められている区域内にある同項に規定する」に、「耕作」を「耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）」に改め、同条第四項中「応じ、当該」を「応じ当該」に改め、同項第四号中「農地若しくは採草放牧地、開発して農地とすることが適当な土地若しくは」を「農用地区域として定められている区域内にある同項に規定する農地若しくは採草放牧地（イにおいて「農用地区域内農地等」という。）、同項に規定する開発して農地とすることが適当な土地若しくは同項に規定する」に、「応じ、」を「応じ」に改め、同号イ中「施行令第三十九条の六第二項に規定する農地若しくは採草放牧地」及び「これらの土地」を「農用地区域内農地等」に改め、同号ロ中「施行令」を「農地等（施行令」に、「権利　市町村長」を「権利に限る。）　市町村長」に、「の農用地区域」を「に規定する農用地区域として定められている区域」に、「同項に規定する」を「同項の」に改め、「農地の保全又は利用上必要な」を削る。

第二十二条の九を削り、第二十二条の九の二を第二十二条の九とし、第二十二条の九の三を第二十二条の九の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例）

第二十二条の九の三　施行令第三十九条の十の三第二項第一号ロに規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他合理的な方法とする。

一　施行令第三十九条の十の三第二項第一号ロに規定する前期期末時の資産の帳簿価額から負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額を減算した金額

二　施行令第三十九条の十の三第二項第一号ロに規定する特別事業再編対象法人の同号ロの取得の日における基準株式数（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二十五条第四項に規定する基準株式数をいう。）

三　前号の取得をした同号の特別事業再編対象法人の各種類の株式の数に当該種類の株式に係る株式係数（会社法施行規則第二十五条第五項に規定する株式係数をいう。）を乗じて得た数の合計数

第二十二条の十第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

第二十二条の十第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第三十九条の十二第五項に規定する財務省令で定める規定は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第七条第二項から第四項まで、第十一条第一項から第三項まで、第十五条第十九項（第一号を除く。）から第二十四項まで及び第十九条第二項から第四項までの規定とする。

第二十二条の十の二第二号中「第百三十九条第一項」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第二十二条の十の三第一項第二号ロ中「第二十二条の十第一項第二号ロ」を「第二十二条の十第二項第二号ロ」に改める。

第二十二条の十一第二項中「第三十九条の十四の三第二十項第三号」を「第三十九条の十四の三第二十一項第三号」に、「第二十項に」を「第二十六項に」に、「及び第十九項」を「、第八項及び第二十五項」に改め、同条第二十項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「第三十九条の十七の四第六項」を「第三十九条の十七の四第七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項中「第三十九条の十七の四第五項」を「第三十九条の十七の四第六項」に、「政令」を「外国金融機関に準ずるものとして政令」に改め、同項第四号中「第三十九条の十七第一項第一号イ」を「第三十九条の十七第三項第一号イ」に、「外国金融機関」を「特定外国金融機関」に、「第二十項第五号」を「第二十六項第五号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「第十三項及び第十四項」を「第十九項及び第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第六項の」を「第十二項の」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第七項から第九項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「第三十九条の十七の三第十四項」を「第三十九条の十七の三第十六項」に、「、第七項」を「、第十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第七項から第九項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「第七項第一号」を「第十三項第一号」に、「以下第九項」を「以下第十五項」に、「第八項」を「第十四項」に、「第十二項」を「第十八項」に、「、第九項」を「、第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項を同条第十五項とし、同条第八項第四号中「方針」を「評価方法」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「除く。以下第九項」を「除く。以下第十五項」に改め、同項第一号中「第九項」を「第十五項」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号、次項及び第二十項において同じ。）」を削り、同項第二号中「第十四項第四号ロ」を「第二十項第四号ロ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「同項各号列記以外の部分」を「同条第二項第六号」に、「いう。次項から第十四項まで」を「いい、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。次項から第二十項まで」に、「第十一項、第十二項」を「第十七項、第十八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第三十九条の十七の三第四項」を「第三十九条の十七の三第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　施行令第三十九条の十七の三第九項に規定する財務省令で定める金額は、法人税法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取引に相当する取引に係る利益の額又は損失の額とする。